

富士市附属機関等に関する指針

I 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政参加を促進し、本市の附属機関等の公平性及び透明性を確保するとともに、その設置、運営等の効率化を図るため、附属機関等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、審議、諮問、調査を行うことを職務とし、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。
- (2) 懇談会等 学識経験者等からの参考意見や、市政に対する市民意見の聴取等を目的として、個別の要綱等により開催する会合（懇談会、懇話会等の名称は問わない。）をいう。

II 附属機関

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられている場合を除き、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに設置することができるものとする。この場合において、所管課長は行政経営課長と協議し、条例で設置するものとする。

- (1) 本市の事務又は事業について、調停、審査、審議、諮問、調査を行う場合
 - (2) 他の行政手段又は既存の附属機関では、その目的を達成することができない場合
- 2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。

(附属機関の見直し)

第4条 附属機関を設置している所管課は、法律により設置が義務付けられている場合を除き、定期的に附属機関の見直しを行い、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃止、他の附属機関との統合又は内容の見直しを行うものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
- (2) 設置の必要性が低下してきたもの、活動が著しく不活発なもの又は所掌事務や委員構成等の見直しが必要なもの
- (3) 他の手段等により代替が可能であるもの又は設置目的、委員構成等が他の附属機関と類似若しくは重複しているもの
- (4) その他行政の効率性の観点から見直しを行うことが望ましいもの

III 懇談会等

(懇談会等の開催、見直し)

第5条 懇談会等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに開催するものとする。この場合において、所管課長はあらかじめ行政経営課長と協議し、要綱等で開催するものとする。

- (1) 各所管課が所管する施策等に資するため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等からの参考意見の聴取や、意見交換の場として会合を開く場合
 - (2) 他の行政手段又は既存の懇談会等では、その目的を達成することができない場合
- 2 懇談会等は、開催期間を要綱等で定めることとする。
- 3 既存の懇談会等の見直しについては、前条を準用する。

(懇談会等の開催に係る留意事項)

- 第6条** 懇談会等の開催に当たっては、附属機関であるとの誤解を生じさせないようにするため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 要綱等には、参加者の定足数、会の代表者（委員長・会長等）及び組織としての意思決定するための手続（議決、多数決等）を規定しない。
 - (2) 懇談会等の名称については、「審議会」、「協議会」、「審査会」、「調査会」、「委員会」を付した名称を用いない。
 - (3) 要綱等には、「審議する」、「審査する」、「答申する」、「調査する」、「建議する」の表現を用いない。
 - (4) 懇談会等の参加者から聴取した意見等は、「答申」、「建議」、「報告」等の附属機関の審議結果と受け取られるような意見の集約を行わない。
 - (5) 懇談会等の参加者が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費とする。

IV 委員及び参加者の選任等

(委員及び参加者の選任)

- 第7条** 委員及び参加者を選任する場合は、当該附属機関及び懇談会等の機能が十分に発揮されるよう、その設置及び開催目的を踏まえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令に定めがある場合についてはこの限りでない。
- (1) 委員及び参加者数は、原則15人以内とする。
 - (2) 委員及び参加者構成における女性の登用率は、富士市男女共同参画プランに基づき、40%を下回らないよう努めるものとする。
 - (3) 特定の年齢層に偏らないようにするものとする。
 - (4) 関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ、代表者等に限定せず広く構成員の中から推薦により選任するものとする。
 - (5) 本市職員及び本市議会議員は、特に必要があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。
 - (6) 委員及び参加者を再任する場合は、通算の在任期間が10年を超えないものとする。ただし、任期の途中において到達する場合を除く。
 - (7) 委員及び参加者の併任は、附属機関と懇談会等を合わせて3つまでとする。
 - (8) 委員及び参加者の一部は、公募により選任するものとし、公募の委員及び参加者の登用率は20%以上とする。
- 2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員及び懇談会等の参加者に選任する場合は、前項第4号から第8号までの規定を適用しないことができる。
- (1) 所掌事務及び意見聴取事項に密接な関連性を有する団体からの推進により選任している者又はこれに準ずると認められる者
 - (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者
- 3 次のいずれかに該当するものについては、同条第1項第8号の規定を適用しないことができる。
- (1) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議等を行うもの
 - (2) 富士市情報公開条例（平成14年富士市条例第30号）第7条各号で規定する非公開情報を認められる事項について審議及び意見聴取を行うもの
 - (3) 所掌事務及び意見聴取事項が高度に専門的であるため、すべての委員及び参加者が高度な専門知識を有する必要があるもの
 - (4) 市民からの意見聴取を別に実施するもの
- 4 公募により選任する委員及び参加者の定数を定めた場合において、選考の結果、定数に満たなかった場合は、他の方法により委員及び参加者を選任することができるものとする。
- 5 委員及び参加者の選任を行うにあたっては、あらかじめ行政経営課と協議を行うこととする。

また、任期途中で委員又は参加者を解任した場合においても同様とする。

(委員及び参加者の公募)

第 8 条 附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に当たり、その応募資格のある者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、附属機関の所掌事項又は懇談会等の意見聴取事項に照らしてこれにより難しい場合は、この限りでない。

- (1) 本市に在住するもので、満 18 歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員でない者
- (3) 本市の附属機関の公募委員及び懇談会等の公募参加者を 3 つ以上兼任していない者
(無作為抽出による場合の選任)

第 9 条 公募委員又は公募参加者は、住民基本台帳データから一定条件のもと、無作為に抽出した市民で、そのうち委員の選任を承諾した者の中から選任することを原則とする。

2 前項に規定する手続により委員を選任するにあたっては、あらかじめ前条の各号に規定する要件の確認を行うものとする。

(無作為抽出によらない場合の選任)

第 10 条 公募委員又は公募参加者の選任において、無作為抽出による方法が困難な場合は、所管課で個別に募集を行い、選考委員会を設置した上で次の各号に掲げる方法の全部又は一部により選任するものとする。なお、選考結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。

- (1) 作文
- (2) 面接
- (3) その他適当と認める方法

2 前項の方法で公募委員又は公募参加者の募集を行う場合には、次の各号に掲げる事項を広報紙、市ウェブサイト等を活用し、広く周知を図るものとする。

- (1) 附属機関又は懇談会等の名称
- (2) 所掌事項又は意見聴取事項
- (3) 報酬又は謝礼
- (4) 任期
- (5) 応募資格
- (6) 応募方法及び募集期間
- (7) 選考方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要と思われる事項

(会議の公開)

第 11 条 会議の公開及び会議の開催の事前公表については、富士市審議会等の会議の公開に関する規則（平成 17 年富士市規則第 8 号）第 3 条及び第 4 条に基づき行うものとする。

V 補則

(その他)

第 12 条 この指針の運用にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。
(富士市審議会等の設置及び運営に関する指針等の廃止)
- 2 次に掲げる指針等は廃止する。
 - (1) 富士市審議会等の設置及び運営に関する指針
 - (2) 富士市審議会等の委員の公募に関する要領